神奈川県立神奈川総合高等学校パートナーズ・ルール

２１世紀のパートナーズ宣言

生徒の心の豊かさを醸成し、理想的な教育環境を創出することを目指して、保護者、教職員の協力とボランティア精神のもと、気品と自信に満ちた楽しい集いの中から生徒、保護者、教職員の理想的かつ創造的なパートナーズ関係を追求し続けることを宣言する。

１　県立神奈川総合高等学校（以下「本校」という）の保護者、教職員による組織の名称をパートナーズとし、その活動は全ての会員に開かれ、広く社会と柔軟に共生することを目指す。
２　パートナーズの会員は、本校生徒の保護者及び本校の教職員とする。
３　保護者の会員は、パートナーズ活動に参加し、自らが所属することを望むパートナーズの組織に登録することができる。
４　パートナーズは、共に生徒の成長を喜び、その活動を支援し、新しいパートナーズ関係を創生するため、年１回パートナーズ・フェスティバルを開催する。
５　パートナーズの運営は、本パートナーズ・ルールに従って行う。

パートナーズ・ルール

第１　組織・運営

Ａ　総則

１　本校パートナーズ（以下「本会」という。）は事務局を神奈川総合高等学校内に置く。
２　本会は，会員の総意によって民主的に運営される創造的・自主独立の団体で、特定の政党・宗教団体の利益に関わる活動は行わない。
３　本会に総会、本部役員、運営委員会、指名委員会、専門部、ボランティア・バンクを置く。

Ｂ　本部役員等

１　本会を運営するために次の本部役員を置く。
⑴　会長１名〔保護者〕
会長は本会を代表し、会務を総轄し、総会および運営委員会を招集する。
⑵　副会長３名〔保護者—各期から各１名が望ましい〕
副会長は会長を補佐する。会長が職務を遂行できないときは、会長に代わってその職務を行う。
⑶　書記４名〔保護者２名、教職員２名〕
書記は総会・運営委員会の議事を記録し、会の庶務を行う。
⑷　会計３名〔保護者２名、教職員１名〕
会計は会の経理を担当する。

２　本部役員の選任
⑴　保護者の役員は，指名委員会の議を経て、定期総会の承認を受ける。
⑵　教職員の役員は，校長の推薦を経て、定期総会の承認を受ける。
⑶　本部役員に欠員が生じたときは、運営委員会の推薦により補充する。

３　本部役員の任期
⑴　本部役員の任期は、当該年度の定期総会の承認を受けたときから翌年の定期総会までの期間（１年）とする。ただし、再選を妨げない。
⑵　欠員が生じた場合に補充された本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　会計監査
⑴　本会の会計を監査するために、本部役員とは別に、会計監査〔保護者〕４名を選任する。
⑵　会計監査の選任方法と任期は本部役員に準ずる。
⑶　会計監査は、いつでも、運営委員会に出席して発言することができる。

C　総会

1　総会は本会の最高議決機関であって定期総会および臨時総会とする。

2　総会は会長が招集する。

3　定期総会

(1)　定期総会は、毎年１回開催する。

(2)　定期総会は、総会フェスティバル（パートナーズ・フェスティバル）として開催する。

(3)　定期総会においては、以下の事項について審議を行い、必要な議決をする。

①当会の会務の報告

②決算の承認

③本部役員および会計監査の選出

④当会の活動計画の策定

⑤予算案の審議および議決

⑥その他会を運営するために必要な基本事項

4　臨時総会

(1)　会長は、必要と認めたときは、運営委員会の承認を得て,臨時総会を招集する。

(2)　臨時総会においては、必要な事項を審議し，又は決する。

(3)　臨時総会は、パートナーズ規則の定めるところにより、書面による方法によって開催し、議決することができる。

5　総会の運営

(1)　総会における保護者会員の議決権は、生徒１名につき１議決権を原則とする。

(2)　総会は、議決権を有する者の３分の１以上の出席をもって成立する。ただし、議決権を有する者が、総会開会前に委任状を提出したときは、出席したものとみなす。

(3)　総会の議長及び書記は、出席者の互選により選任する。

(4)　総会における議決は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

D　運営委員会

1　運営委員会は、本部役員および専門部の正・副委員長ならびに校長、副校長、教頭および事務長によって構成する。

2　運営委員会は、以下の事項について審議を行い、必要な議決を行う。

(1)　本会の常務にかかわる事項

(2)　本会の予算案の作成

(3)　パートナーズ規則の制定

(4)　特別委員会・各種プロジェクトチームの設置または廃止

3　運営委員会の開催と報告

(1)　会長は、原則として毎月１回、運営委員会を招集して開催する。

(2)　会長は、運営委員会を開催したときは、その議事内容を会員に報告する。

4　会員の傍聴等

(1)　会員は、いつでも運営委員会を傍聴することができる。

(2)　会員は、会長の許可を得て、運営委員会において意見を述べることができる。

E　専門部

1　専門部として、年次部、広報部、国際交流部を置く。

2　各専門部の活動は次の通りとする。

(1)　年次部は、本校と保護者との架け橋となる各種の主体的な活動を通して、生徒の学習環境の向上を図ると共に学校運営に協力する。

(2)　広報部は、本校及び本会の活動に関する情報を、広報誌の発行等を通じて会員および本校関係者に発信する。

(3)　国際交流部は、本校の国際交流グループと協力して、生徒と会員の国際理解を深める活動を行い、パートナー校交流に関わる各種支援、海外帰国生徒およびそのパートナーズ支援等に積極的に取組む。

3　専門部は、互選により、それぞれ委員長１名、副委員長１名または２名及び会計１名を選出する。

ただし、年次部については、各年次毎に委員長１名、副委員長２名を選出し、副委員長が会計業務を兼務する。

4　専門部メンバーの任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。なお、年度の途中で加入したメンバーの任期は当該年度の終了までとする。

F　指名委員会

1　指名委員会は、翌年度の保護者の本部役員及び会計監査（以下「役員等」という。）の候補者を選任することを目的として、毎年 12 月に設立する。

2　指名委員会は、保護者の運営委員会構成員又は専門部委員から５名、教職員から２名の合計７名の委員によって構成する。

3　指名委員会は、互選により、正副委員長(各１名)を選任する。

4　指名委員会は、役員等の候補者の同意を得て、候補者の氏名を定期総会の７日前までに会員に通知する。

5　指名委員会は、定期総会が役員等を選出したときに解散する。

G　ボランティア・バンク

1　ボランティア・バンクは、社会人講師、ホームステイ受け入れ家庭及びボランティア・ファミリーによって構成する。

2　社会人講師

(1)　社会人講師とは、社会の様々な分野で活動している会員のうち、社会人講師として登録した者をいう。

(2)　社会人講師は、必要に応じて本校の生徒、パートナーズを対象として講演等を行う。

3　ホームステイ受け入れ家庭

(1)　ホームステイ受け入れ家庭は、会員の家庭で、本校が実施するパートナー校等との交流において､外国人生徒をホームステイとして受け入れる家庭として登録したものをいう。

(2)　本校は、各ホームステイ受け入れ家庭に対し、特定の外国人生徒のホームステイの受け入れを依頼することができる。

4　ボランティア・ファミリー

(1)　ボランティア・ファミリー（以下「ファミリー」という。）とは、一定のボランティア活動を行うための有志団体であって、運営委員会の承認を得たものをいう。

(2)　ファミリーは、以下の目的のためにボランティア活動を行う。

①　本校もしくはパートナーズの運営活動または教育活動に協力する活動

②　生徒の健全な発達と心の豊かさを醸成する活動

(3)　ファミリーの設立，活動その他の事項は、運営委員会の定めるパートナーズ規則による。

第２　会計・会計監査

A　総則

1　本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

2　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

3　会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。

4　本会の会計処理は、県私費会計基準に基づいて行う。

B　会費

1　本会の会費は、保護者および教職員が負担する通常会費と、保護者のみが負担する特別会費とする。

2　通常会費は、月額６５０円とする。

3　特別会費は、月額会費とする。

4　同一保護者に複数の本校在校生がいる場合、パートナーズ通常会費は、その１名分のみを納付するものとする。

5　会費の納入および免除については、パートナーズ規則の定めるところによる。

Ｃ　予算の作成および執行

1　運営委員会は、予算を作成して定期総会の承認を得なければならない。

2　予算の作成においては、会計年度末におけるパートナーズ通常会費・教育振興費・環境整備費・図書費の残高を、会費の種類ごとに次年度の収入の部に繰越金として組み込む。

3　予算は、所定の手続によって、適正に執行されなければならない。

Ｄ　会計監査および決算

1　会計年度が終了したときは、速やかに決算を行う。

2　会計監査は、予算の執行について、中間監査および決算についての監査を行う。

3　会計監査は、定期総会において、決算についての監査報告をする。

第３　その他

Ａ　パートナーズ・ルールとパートナーズ規則等

1　本パートナーズ・ルールを改正するときは、総会において、出席者の３分の２以上の賛成をもって議決しなければならない。

2　本パートナーズ・ルールを施行するためにパートーズ規則を定める。

3　パートナーズ規則は、運営委員会がこれを定める。

4　会員等の慶弔、パートナーズ活動に関する交通費補助、講師謝金、生徒交通費補助等の支出は、パートナーズ規則の定めるところに従って行う。

Ｂ　その他

1　校長は、必要と認めるときは，パートナーズ会員又はパートナーズの各機関に対し，報告を求めることができる。

2　本パートナーズ・ルールは，総会の議決を経たときから効力を生ずる。

平成 13 年（2001 年）5 月 19 日制定
平成 23 年（2011 年）5 月 21 日全面改正
平成 25 年（2013 年）5 月 25 日改正
平成 26 年（2014 年）5 月 24 日改正
平成 30 年（2018 年）5 月 26 日改正

パートナーズ規則集

会費に関するパートナーズ規則

1　本規則は、会費の納入および免除の方法ならびに特別会費の内容を定める。

2　会費の納付方法

(1)　保護者は、通常会費と特別会費の年間の合計額を毎年１回納入する。

(2)　教職員は、通常会費を、毎月納入する。

3　会費の免除

(1)　校長は、会員の申請により、会費のうち「パートナーズ通常会費」、「教育振興費」、「図書費」、「環境整備費」の支払いを免除することができる。なお、免除できるのは次にあてはまる場合である。

ア　生活保護法に基づく保護を受けている場合

イ　地方税法の規定により市町村民税の所得割が非課税である、または非課税基準額の 1.3 倍以下である場合

ウ　家庭の経済主体をなしている保護者が災害を受けたり、亡くなられた事情によって、地方税法の規定により市町村民税の非課税基準額の１．５倍以下である場合

エ　児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している場合

オ　校長が特に必要と認める場合

(2)　校長は、会員に対して会費の支払いを免除したときは、年１回以上、運営委員会に会費免除の状況を報告する。

4　特別会費について

(1)　特別会費の月額会費の内訳は以下のとおりとする。

ア　教育振興費　　１，１５０円

イ　環境整備費　　２５０円

ウ　図書費　　２００円

平成 23 年（2011 年）5 月 21 日制定
平成 25 年（2013 年）5 月 25 日改正
平成 26 年（2014 年）5 月 24 日改正

会員に対する支出に関するパートナーズ規則

A　目的

本規則は、当会の会員に対し、個別にパートナーズ会計から支出することができる場合およびその具体的内容について定める。

B　慶弔規定

パートナーズに慶弔等の事由が生じた場合は、下の表により慶弔の意を表す。

慶弔等	事　　由	方　　法
慶事	教職員の結婚 教職員及び配偶者の出産	金１万円を支払う。
弔事	在校生 在校生の保護者 教職員とその配偶者	献花及び金１万円を支払う。
退職	教職員の退職	金１万円を支払う。 （本会在籍6月以内は半額）
その他	上記以外の事由	その都度、運営委員会の決するところによる。

C　交通費等補助規定

1　本会の活動について保護者である会員（以下「保護者」という。）が交通費を負担した場合、本会は、保護者に対して交通費を補助することができる。

2　本会が保護者に対して補助する交通費は以下のとおりとする。

(1)　運営委員会､指名委員会及び研修会等の参加にかかる交通費については､交通費実費（全額）を運営費より補助する。

(2)　本部役員及び本部役員から特に委託を受けた会員が、その企画、遂行のために必要な交通費を補助する。

(3)　専門部の活動のためにかかる交通費については、定例会以外の特別の行事等の企画、遂行のために必要な交通費を補助することができる。ただし、交通費補助は、各部の予算内で執行しなければならない。

3　パートナーズ役員が宿泊を伴う研修等に参加する場合，１泊につき３，０００円を補助する。

D　講師謝金規定

1　本会の本部及び専門部は、パートナーズ活動の一環として、特別の講師等（以下「講師等」という。）を招聘して講演を開催または講演等へ参加するなどの行事を行うことができる。

2　本会の会員が講師等を務める場合には、ボランティア精神に反しない範囲の金額を寸志として支給することができる。寸志の支給の有無およびその金額については、運営委員会で決する。

3 (1)　前項の場合を除き、講師等に対しては、運営委員会の決定に基づいて謝金を支払う。

(2)　講演等への参加費は、会員１名につき年額 1,000 円を限度として運営費より補助する。ただし、参加費補助は各部の予算内にて執行しなければならない。

平成 23 年（2011 年）5 月 21 日制定
令和 ２年（2020 年）2 月 1 日改正

ボランティア・ファミリーに関するパートナーズ規則

1　本規則制定の目的は、ボランティア・ファミリー（以下「ファミリー」という。）がその目的とするボランティア活動を円滑かつ適正に行うことを援助することにある。

2　ファミリーの役員

(1)　各ファミリーは、役員として代表１名及び会計１名を置く。ただし、必要に応じてこれ以外の役員を置くことができる。

(2)　代表は、ファミリーの責任者であって、ファミリーを代表する。

(3)　会計は、ファミリーの会計を行い、予算及び決算の結果を運営委員会に報告する。

(4)　その他の役員は、各ファミリーの定めた職務を行う。

(5)　役員の選任は、各ファミリーの会員の互選による。

3　ファミリーの構成員および支援

(1)　ファミリーは、会員をもって構成員とする。

(2)　元会員であった者は，ファミリーが必要と認めたときは、ファミリーの活動に参加することができる。

(3)　運営委員会は、ファミリーに対し、通常予算から支援することができる。

4　新ファミリーの設立と準ファミリー

(1)　会員は、いつでも新しいファミリーを立ち上げることを提案することできる。

(2)　新しいファミリーを立ち上げることを提案する場合、提案者は、以下の事項を決定して、運営委員会の承認を求める。

①ファミリーの名称
②責任者
③設立の趣旨
④目的とするボランティア活動
⑤責任者を含めて５人以上の発起人名簿
⑥その他提案者が必要と考える事項

(3)　運営委員会の承認を受けたファミリーは、準ボランティア・ファミリー（以下「準ファミリー」という。）として活動することができる。

ア　準ファミリーは、設立されてから３か月以上経過したときは、運営委員会に対して、その活動実績を報告した上で正式なファミリーとして承認するよう求めることができる。
イ　準ファミリーが，設立後１年以内に，アに定める運営委員会に対する活動実績の報告及び正式なファミリーとしての承認を求めないときは，運営委員会の決定により当該準ファミリーを廃止することができる。
ウ　運営委員会が必要と認めたときは､準ファミリーに対して予算を配分することができる。

５　ファミリーの廃止

(1)　運営委員会は、以下の場合には当該ファミリーの廃止を決定することができる。
①ファミリーを構成する会員がまったくいなくなったとき
②ファミリーが１年間全く活動を行わなかったとき
③ファミリーの活動がパートナーズの趣旨に反すると認めたとき

(2)　運営委員会がファミリーの廃止を決定したときは，ファミリーは直ちに解散する。

平成 23 年（2011 年）5 月 21 日制定

書面による臨時総会に関するパートナーズ規則

１　書面による臨時総会（以下「書面総会」という。）は、以下の手続による。

２　書面総会の招集

(1)　運営委員会は、書面総会において議決すべき事項および会員が議決に関する投票をすべき期間を定める。

(2)　会長は、前項によって定められた内容を記載した書面（以下「議決書面」という。）および議決に関する投票用紙を各会員に配付する。

(3)　会長が議決書面および投票用紙を発送した時点で、書面総会を招集したものとする。

３　書面総会の議決

(1)　会員は、議決書面に定めた期間内に、投票用紙を本校に送付して意見を表明する。

(2)　会長は、議決書面に定めた期間が満了した時点で、会員から返送された投票用紙（以下「投票書面」という。）を集計する。

(3)　書面総会の定足数は、会員から本校に返送された投票書面の数によって決する。

(4)　書面総会の議決は、投票書面に記載された内容によって決する。

４　書面総会の結果報告

(1)　会長は、書面総会の結果を、速やかに、会員に報告しなければならない。

(2)　前項の会員に対する報告は、書面総会の結果を記載した書面を各会員に書面を配付する方法による。

平成 23 年（2011 年）5 月 21 日制定